令和6年度不正防止及び研究費におけるコンプライアンス研修

本研修会は、SDとして開催いたします。

主催: 公立大学法人九州歯科大学事務局

(総務課/教務課)

令和6年度

研究不正防止研修

研究不正防止研修について

文部科学省では「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月)を踏まえ、必要な対応を実施してきたが、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、新たに「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月)を策定。

★見直しのポイント

大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化

今回の主な内容

01

不正行為の種類と認定された事案

02

研究者の責任

03

不正行為防止に向けた大学の取組

01-1 不正行為とは

特定不正行為

捏造

存在しないデータ、研究結果等を 作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する 操作を行い、データ、研究活動に よって得られた結果等を真正でな いものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又 は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

不適切な行為

オーサー シップ

論文の著者リストにおいて、著者 としての資格を有しない者を著者 として含める。または著者として の資格を有する者を除外すること。

二重投稿

同一の研究結果についての論文等 (投稿中のもの、受理されたもの を含む)を2つ以上の審査機関・ 出版社等に投稿すること。

サラミ 投稿 1つの研究を分割して公表すること。

01-2 令和5年度不正行為が認定された事案

不正事案名	研究分野	不正行為に関与した者等 (所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別 (捏造、改ざん、盗用等)
松山大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	言語学	松山大学 人文学部 教授	盗用
近畿大学元教員による研究活動上の不正行為(盗用等)の認 定について	法学	近畿大学 法学部 元教員	盗用、自己盗用
会津大学教授による研究活動上の不正行為(二重投稿·自己 盗用)の認定について	コンピュータ理 工学	会津大学 コンピュータ理工学部 教授(理事長兼学長)	二重投稿、自己盗用
北海道大学元特任助教による研究活動上の不正行為(捏造・ 改ざん)の認定について	化学		捏造、改ざん
岩手医科大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん等) の認定について	歯学	岩手医科大学 歯学部 教授、日本女子大学 家政学部 教授	改ざん、不適切なオーサーシッ プ
立教大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定に ついて	翻訳学	立教大学 異文化コミュニケーション学部 教授	盗用
山口大学講師による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の 認定について	医学	山口大学 大学院医学系研究科医化学講座 講師	捏造、改ざん
常葉大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定に ついて	文学	常葉大学 外国語学部 教授	盗用
大阪大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	材料工学	大阪大学 産業科学研究所 教授、准教授、大学院基礎工学研究科 元大学院生	改ざん
熊本大学准教授による研究活動上の不正行為(先行研究の不 適切な扱い)の認定について	史学	 熊本大学 大学院人文社会科学研究部 准教授	先行研究の不適切な扱い
早稲田大学助教による研究活動上の不正行為(改ざん等)の 認定について	教育学		改ざん、自己盗用
産業技術総合研究所上級主任研究員による研究活動上の不 正行為(捏造・改ざん等)の認定について	化学	産業技術総合研究所 材料・化学領域 ナノ材料研究部門ナノバイオ材料応用グループ 上級主任研究員、ナノ材料研究部門 名誉リサーチャー、機能化学研究部門 副研究部門長	捏造、改ざん、不適切なオー サーシップ
駒澤大学准教授による研究活動上の不正行為(二重投稿)の 認定について		駒澤大学 経済学部 准教授	二重投稿

出典:文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a menu/jinzai/fusei/1360847 00010.htm

①2 研究者の責任

公正な 研究

- ○社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行する。
- ○責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理をする。
- ・個々の研究者間の役割分担・責任の明確化、データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

研究成果 の発表

○研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学 コミュニティに公開する。(内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、 これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献する)

法令の 遵守

○研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守する。

不正行為 疑惑への 説明責任

○特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、 説明する必要がある。

違反すると

- ○競争的資金等の返還、申請制限(交付金等で行われた研究活動の特定不正行為も対象)
- ○組織内部規程に基づく処分

03-1 不正行為防止に向けた大学の取組

特定不正行為 不適切な行為

- ・「ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、加担しない」(九州歯科大学研究者行動規範)
- ・特定不正行為以外の「論文の二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」などについても、 文部科学省のガイドラインに基づき「研究活動上の不適切な行為」として禁止。

(九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 https://www2.kyu-dent.ac.jp/intra/reiki/090104.htm)

研究倫理教育 の実施

- ・本学に所属する教員及び大学院生は受講を義務化。
- (九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領 <u>https://www2.kyu-dent.ac.jp/intra/reiki/090138.htm</u>)
- ・研究倫理教育プログラムについては、e-learningシステム「APRIN」を活用し、 定期的に研究倫理教育を受講。(※未受講者は必ず受講してください)

規程等の整備

- ・研究統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の設置。
- ・不正が発生した場合の調査委員会の設置及び一定期間の研究資料等の保管を義務付け。

(九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 https://www2.kyu-dent.ac.jp/intra/reiki/090104.htm)

03-2 不正行為防止に向けた大学の取組

研究データの 保管

- ・研究成果やデータ等は適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは研究者等 に課せられた責務
- ・研究不正の疑念を持たれた場合には、自らが疑念を晴らすことができるよう、資料 等を適切に保存することは本学及び社会に対する責任

(九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針 https://www.kyu-dent.ac.jp//files/uploads/detahozon.pdf)

①研究データ

・文書、数値データ、画像等の「資料」・実験試料、標本等の「試料」・装置

②方法

- ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すこと
- イ 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つように 十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成すること
- ウ 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならないこと

③保存期間

- ア 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後10年間
- イ「試料(実験試料、標本)」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後5年間

おわりに(研究活動の不正行為に関する基本的考え方)

不正行為に対する基本姿勢

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。
- ・個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して<mark>厳しい姿勢</mark>で臨む 必要がある。

自律・ 自己規律

- ・不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の 研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- ・研究室・教室単位から学科・専攻、更に学部・研究科などあらゆるレベルにおいて 重要な課題として認識されなければならない。

研究機関の 管理責任

- ・大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、<mark>不正行為が</mark> 起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要がある。
- ・組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進する。

令和6年度

研究費におけるコンプライアンス研修

教務課

研究費におけるコンプライアンス研修について

国民の<u>貴重な税金</u>から公的研究費が賄われているにも関わらず、公的研究費の不正使用が多発していることから、文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」を令和3年2月1日に改正

「物品・役務」の不正か減少する一方 「謝金・給与」及び「旅費」の不正が 増加傾向

ガイドラインは「<mark>不正を事前に防止する取組</mark>」の一環として、定期的なコンプライアンス 教育の実施を研究機関に求めているため、令和6年度においても継続して実施するもの。

今回の主な内容

01

研究費の不正使用に該当する事案の紹介

02

不正防止のための 取り組みについて 03

研究費ルール等について

□ 1 研究費の不正使用について

預け金

架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入に充てていた。

カラ出張カラ給与

出張を取止めたにも関わらず、偽りの出張報告書を提出して出張が行われたかのように装い、不正に旅費を受領していた。

旅費の 二重支給 勤務実態のない勤務報告書をアルバイトに作成させて請求し、補助金から賃金が支払 われた後、研究者に賃金の一部を戻させ、私的流用していた。

上記のような使用は、私的・研究目的での使用問わず研究費の不正使用である

内部監査や会計検査等で必ず発覚するため、不正な使用は行わないこと

01-2 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は以下の措置を講じる



九州歯科大学の措置

就業規則等に基づく人事処分

・懲戒解雇、

停職減給等の懲戒処分、

訓告・厳重注意等の措置

法的責任の追及

・民事訴訟や刑事告発

調査結果の公表

・氏名や不正使用の内容等の公表

配分機関の措置 (文部科学省など国の機関)

研究費一部または全部返還 応募資格の制限

(競争的資金の場合)

・私的な流用 : 10年

私的流用以外 : 1~5年

・善管注意義務違反: 2年

01-3 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分 等)
202401	東京大学	平成27年度~ 令和2年度、 令和4年度	謝金の目的外使用 及び不正な支出 旅費の不正な支出	1,925,940円	東京大学における公的研究費の不正 使用について(PDF:269KB)
202303	北陸先端科学技 術大学院大学	令和元年度~ 令和3年度	旅費の過大請求	146,000円	北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の不正使用について (PDF:177KB)
202304	四天王寺大学	令和1、3、4年度	旅費の架空請求 (カラ出張)及び目 的外使用	1,166,800円	四天王寺大学における公的研究費の 不正使用について(PDF:158KB)

出典:文部科学省HP 研究機関による不正使用事案 https://www.mext.go.jp/a menu/kansa/houkoku/1364929.htm

不正防止のための取り組みについて

研究費の不正防止のため本学で行っている取組

- ➤ 研究費による契約について、全て検収を実施
- → 研究費、競争的資金による一部の発注を事務局において実施
- ▶ 内部監査の実施

── 研究計画に従い、計画的な へ 予算の執行を行いましょう

- ▶ 納品物品、業務委託の成果物の事後検収の実施
- ▶ 高額備品等における事後の実態調査の実施
- ▶ 不正行為相談・通報窓口の設置(経営管理部総務課)
- ▶ 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出依頼

03-1 研究費ルール等について

競争的研究費 日本学術振興会科学研究費・厚生労働省科学研究費

学振科研費のルールについては以下で確認できる。

- ◆ 科研費ハンドブック
 - ※R5年度から紙配付なし。学術振興会HPにある電子ファイルを確認すること https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15 hand/index.html
- ◆ 研究者使用ルール 交付内定・決定時にPDF添付。学術振興会HPにも掲載あり https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16 rule/shiyourule.html
- ◆ 科研費 F A Q 学術振興会HPに掲載。キーワード検索が便利 https://kakenhi.jsps.go.jp/Opac/search.htm?s=rx0G0fVkf2N0cyIGoWPPekTSaEL

学内や配分機関の規定に従い、<u>研究計画に沿って使用</u>すること

民間企業との契約共同・受託研究費等

契約書や学内の規定に従い、使用すること。

本学独自の研究費 個人研究費

学内の規定に従って使 用すること。

03-2 学内の主な研究費執行に関するルール

研究費の執行については、事務職員だけでなく、必ず<u>研究者及び研究補助員</u>についても、 機関内のルールについて把握すること。

> 発注の手続きについてまとめたもの 10万円以上の備品を購入した際や 立替払いの手続きについて記載

会計事務のポイント

Moodle > 財務管理課 教職員共通資料 > 会計事務参考資料 https://forest.kyu-dent.ac.jp/course/view.php?id=1372#section-10

研究費に係るFAQ

Moodle > 財務管理課 教職員共通資料 > 会計事務参考資料 https://forest.kyu-dent.ac.jp/course/view.php?id=1372#section-10

検収マニュアル

本学HP>研究・産学連携>研究費による執行に対する検収制度 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/kennsyuumanual.pdf

総務課

財務管理課

旅費の基本的な ルールについて Moodle > 総務課 教職員共通資料 > 旅費(出張等)に関する様式等 https://forest.kyu-dent.ac.jp/course/view.php?id=1415#section-1

おわりに



研究費の不正使用は、納品検収体制、内部監査などの不正防止対策、 更には会計検査、告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚する



不正防止のためには、学内や配分機関のルールを理解し守ることが重要



研究費は公的資金であるということを意識して使用すること

教職員・大学院生の方は Forms よりご回答ください

紙面提出用

受講日 年 月	E
え	

令和6年度研究費コンプライアンス研修理解度チェックシート

氏名							
所属部局等名	□ 歯学部 □ 歯学研究科 □ 附属病院 □ 事務月	司 □ その他					
	(分野:) (所属:)					
受講者区分	□ 教員(○をつけてください→ 教授・准教授・講師・助教)□] 事務職員					
	□ 技術職員 □ 大学院生 □ 医員 □ 研究補助」	員 □ その他					
理解度チェック	1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)関係						
	① 架空発注により消耗品等を購入したように装い、所属機関	1. は い					
	から支出させ、業者に預け金として管理する行為は不正行為	2. いいえ					
	に該当する。						
	② 学生に虚偽の出勤簿を作成させ、所属機関に謝金の請求を	1. は い					
	する行為は不正行為に該当する。	2. いいえ					
	③ 旅行命令の旅行期間よりも1日早く用務が完了したが、旅	1. は い					
	行期間の短縮を行うことなく旅費精算を行った。この行為は	2. いいえ					
	不正行為に該当する。						
	④ 不正を行った研究者に対しては、機関内での人事処分、刑	1. は い					
	事告訴・民事告訴、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配	2. いいえ					
	分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加						
	資格の制限がある。						
	⑤ 九州歯科大学では、不正使用情報の通報窓口を学務部教務	1. は い					
	課に設置している。	2. いいえ					
	2. 九州歯科大学におけるルール等関係						
	① 研究費で購入した物品が納品されるとき、税込み単価が	1. は い					
	5万円を超えなければ、検収担当者の検収を受ける必要は	2. いいえ					
	ない。						
	② 教員又は研究補助員は金額によらず全ての研究費の執行	1. は い					
	に関して発注の権限を有する。	2. いいえ					
	③ 競争的資金の制度ごとに使用できない経費があるので、	1. は い					
	研究費を使用する際には配分機関の使用ルールを確認する	2. いいえ					
	必要がある。						
	④ 研究者は研究費の執行の際、研究計画に沿った使用をし	1. は い					
	なければならない。	2. いいえ					

当研修や研究の不正防止についてご意見等ありましたらご記入ください。